

第 1 5 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）等の改正に伴い、営業許可を要する業種を改める等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部6の項から39の項までを次のように改める。

| | | | | |
|---|---|---|--|----------|
| 6 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売市場（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）内の営業を除く。） | 飲食店営業許可申請手数料 | 1 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 18,300円 2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 5,600円 | 許可申請のとき。 |
| | | 飲食店営業許可更新申請手数料 | 1 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 8,900円 2 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 2,700円 | 更新申請のとき。 |
| 7 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 | 7,200円 | 許可申請のとき。 |

| | | | | |
|----|--|---|---------|----------|
| | | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料 | 5,100円 | 更新申請のとき。 |
| 8 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 食肉販売業許可申請手数料 | 11,500円 | 許可申請のとき。 |
| | | 食肉販売業許可更新申請手数料 | 5,700円 | 更新申請のとき。 |
| 9 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 魚介類販売業許可申請手数料 | 11,500円 | 許可申請のとき。 |
| | | 魚介類販売業許可更新申請手数料 | 5,700円 | 更新申請のとき。 |
| 10 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 魚介類競り売り営業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 11 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業 | 集乳業許可申請手数料 | 11,500円 | 許可申請のとき。 |
| | | 集乳業許可 | 5,700円 | 更新申請 |

| | | | | |
|-----|--|--------------------------------|---------|--------------|
| | の許可の申請に対する審査 (卸売市場内の営業を除く。) | 更新申請手数料 | | のとき。 |
| 1 2 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳処理 業の許可の申請に対する審 査(卸売市場内の営業を除 く。) | 乳処理業許 可申請手数 料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 乳処理業許 可更新申請 手数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 1 3 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく特別牛 乳搾取処理業の許可の申請 に対する審査(卸売市場内 の営業を除く。) | 特別牛乳搾 取処理業許 可申請手数 料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 特別牛乳搾 取処理業許 可更新申請 手数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 1 4 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉処 理業の許可の申請に対する 審査(卸売市場内の営業を 除く。) | 食肉処理業 許可申請手 数料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 食肉処理業 許可更新申 請手数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 1 5 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食品の 放射線照射業の許可の申請 に対する審査(卸売市場内 の営業を除く。) | 食品の放射 線照射業許 可申請手数 料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 食品の放射 線照射業許 可更新申請 手数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 1 6 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 | 菓子製造業 許可申請手 | 16,800円 | 許可申請 のとき。 |

| | | | | |
|----|--|----------------------|---------|----------|
| | 5条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 数料 菓子製造業許可更新申請手数料 | 8,400円 | 更新申請のとき。 |
| 17 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | アイスクリーム類製造業許可申請手数料 | 16,800円 | 許可申請のとき。 |
| | | アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料 | 8,400円 | 更新申請のとき。 |
| 18 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 乳製品製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 乳製品製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 19 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 清涼飲料水製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 20 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 食肉製品製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 食肉製品製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 21 | 食品衛生法第55条第1項 | 水産製品製 | 19,200円 | 許可申請 |

| | | | | |
|-----|--|----------------------|---------|----------|
| | 及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 造業許可申請手数料 | | のとき。 |
| | | 水産製品製造業許可更新申請手数料 | 9,600円 | 更新申請のとき。 |
| 2 2 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 冰雪製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 冰雪製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 2 3 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 液卵製造業許可申請手数料 | 13,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 液卵製造業許可更新申請手数料 | 7,800円 | 更新申請のとき。 |
| 2 4 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 食用油脂製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 食用油脂製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 2 5 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 | 19,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | みそ又はしょうゆ製造業許可更新申請手数料 | 9,600円 | 更新申請のとき。 |

| | | | | |
|----|--|--------------------|---------|----------|
| 26 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 酒類製造業 許可申請手数料 | 19,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | 酒類製造業 許可更新申請手数料 | 9,600円 | 更新申請のとき。 |
| 27 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 豆腐製造業 許可申請手数料 | 16,800円 | 許可申請のとき。 |
| | | 豆腐製造業 許可更新申請手数料 | 8,400円 | 更新申請のとき。 |
| 28 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 納豆製造業 許可申請手数料 | 16,800円 | 許可申請のとき。 |
| | | 納豆製造業 許可更新申請手数料 | 8,400円 | 更新申請のとき。 |
| 29 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | 麺類製造業 許可申請手数料 | 16,800円 | 許可申請のとき。 |
| | | 麺類製造業 許可更新申請手数料 | 8,400円 | 更新申請のとき。 |
| 30 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。） | そうざい製造業許可申請手数料 | 25,200円 | 許可申請のとき。 |
| | | そうざい製造業許可更新申請手数料 | 12,600円 | 更新申請のとき。 |
| 31 | 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第3 | 複合型そうざい製造業 | 35,200円 | 許可申請のとき。 |

| | | | | |
|-----|---|---------------------------------|---------|--------------|
| | 5条の規定に基づく複合型 そうざい製造業の許可の申 請に対する審査（卸売市場 内の営業を除く。） | 許可申請手 数料 | | |
| | | 複合型そう ざい製造業 許可更新申 請手数料 | 23,300円 | 更新申請 のとき。 |
| 3 2 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく冷凍食 品製造業の許可の申請に対 する審査（卸売市場内の営 業を除く。） | 冷凍食品製 造業許可申 請手数料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 冷凍食品製 造業許可更 新申請手 数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 3 3 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく複合型 冷凍食品製造業の許可の申 請に対する審査（卸売市場 内の営業を除く。） | 複合型冷凍 食品製造業 許可申請手 数料 | 35,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 複合型冷凍 食品製造業 許可更新申 請手数料 | 23,300円 | 更新申請 のとき。 |
| 3 4 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく漬物製 造業の許可の申請に対する 審査（卸売市場内の営業を 除く。） | 漬物製造業 許可申請手 数料 | 13,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 漬物製造業 許可更新申 請手数料 | 7,800円 | 更新申請 のとき。 |
| 3 5 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく密封包 装食品製造業の許可の申請 に対する審査（卸売市場内 の営業を除く。） | 密封包装食 品製造業許 可申請手 数料 | 19,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 密封包装食 品製造業許 | 9,600円 | 更新申請 のとき。 |

| | | | | |
|----|--|------------------------------|---------|--------------|
| | | 可更新申請 手数料 | | |
| 36 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食品の 小分け業の許可の申請に対 する審査（卸売市場内の営 業を除く。） | 食品の小分 け業許可申 請手数料 | 16,800円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 食品の小分 け業許可更 新申請手 数料 | 8,400円 | 更新申請 のとき。 |
| 37 | 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく添加物 製造業の許可の申請に対 する審査（卸売市場内の営業 を除く。） | 添加物製造 業許可申請 手数料 | 25,200円 | 許可申請 のとき。 |
| | | 添加物製造 業許可更新 申請手数料 | 12,600円 | 更新申請 のとき。 |
| 38 | 削除 | | | |
| 39 | 削除 | | | |

別表第2の2保健衛生の部49の項を次のように改める。

| | |
|----|----|
| 49 | 削除 |
|----|----|

別表第2の2保健衛生の部49の2の項から49の4の項までを削り、同部第60の項事務の欄中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同部62の項事務の欄中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同部64の項事務の欄中「第14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同部第66の3の項事務の欄中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同部第66の4の項事務の欄中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同部第66の5の項事務の欄中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表の4建築の部55の項額の欄中

- 「
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
 - ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
 - ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
 - ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円
- 」

を

- 「
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円
 - ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
 - ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
 - ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
 - ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円
- 」

に、

- 「
- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
 - (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
 - (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
 - (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円
- 」

を

- 「
- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円
 - (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円
- 」

- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 80,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円

に、

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 138,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 180,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 280,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 359,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円

に、

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え

るもの 900,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

に、

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
- (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

を

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 300,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 384,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 546,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 670,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

に改め、同部56の項額の欄中

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

に、

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円
- (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

を

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 56,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円

- 00平方メートル以内のもの 88,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円

に、

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 72,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 96,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 156,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 205,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 290,000円

に、

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

に、

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

を

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

に改め、同部58の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（複合建築物（住宅部分（法第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。））と非住宅部分（法第11条第1項

の非住宅部分をいう。以下同じ。)とを含む建築物をいう。以下同じ。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱い、法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物については、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。以下59及び63の項において同じ。)(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。))について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、59、62及び63の項において同じ。))による場合とみなして算出した額とする。)

- 1 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下59及び63の項において同じ。)のみの場合
 - 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
 - 二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
 - 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
 - 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
 - 五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
 - 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円
- 2 1以外の非住宅部分(非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の場合を含む。以下59及び63の項において同じ。)の場合
 - 一 モデル建物法(省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量(以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下59、62及び63の項において同じ。))による場合
 - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
 - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
 - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

- 00平方メートル未満のもの 235,700円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

二 標準入力法等による場合

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

同部59の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。）（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。）

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

- 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
- 二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
- 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
- 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
- 五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
- 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円

2 1以外の非住宅部分の場合

一 モデル建物法による場合

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円

- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円

二 標準入力法等による場合

- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

別表第2の4建築の部60の項事務の欄中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項額の欄中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、「加算しない。）」の次に「（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間

の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）を用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同じ。）による場合とみなして算出した額とする。）」を加え、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

- 「
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
 - ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
 - ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
 - ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
 - ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円
- 」

を

- 「
- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
 - ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
 - ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
 - ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
 - ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
 - ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円
- 」

に、「省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）」を「屋内周囲空間の年間熱負荷」に、

- 「
- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
 - (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
 - (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
- 」

- 上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

を

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
(ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
(ニ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
(ヘ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
(ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

に、

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
(ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
(ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
(ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

を

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
(ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
(ニ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
(ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
(ヘ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル

以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
(ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

に改め、同部61の項事務の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同項額の欄中「第31条第2項の規定において準用する法第30条第2項」を「第36条第2項の規定において準用する法第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、「加算しない。）」の次に「(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。）」を加え、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

「
ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
」

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円

に、

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円

を

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (ニ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- (ヘ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円

に、

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上

- 2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (ニ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
- (ヘ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

を

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (ニ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (ヘ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
- (ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

に改め、同部62の項事務の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項額の欄中「手数料の額は、当該共用部分の額は加算しない。）」の次に「（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。）」を加え、

- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円

- (三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
- (四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
- (五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

を

- (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
- (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円
- (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
- (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円
- (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円
- (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 201,000円

に、

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
- ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円

を

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
- ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2

5,000平方メートル未満のもの 371,000円
ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 435,000円

に、

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
ヘ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 871,000円

を

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円
ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
ヘ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円
ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
もの 871,000円

に改め、同部63の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。）

1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合

- 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
- 二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円
- 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

- 平方メートル未満のもの 56,400円
- 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円
- 五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
- 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
- 2 1以外の非住宅部分の場合
- 一 モデル建物法による場合
- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円
- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
- 二 標準入力法等による場合
- (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 535,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第2の4建築の部の改正規定 令和3年4月1日
- (2) 別表第2の2保健衛生の部の改正規定（次号の規定を除く。）及び次項の規定 令和3年6月1日
- (3) 別表第2の2保健衛生の部第60の項、第62の項、第64の項及び第66の3の項から第66の5の項までの改

正規定 令和3年8月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する別表第2の2保健衛生の部の改正規定による改正後の東京都台東区手数料条例（以下「新条例」という。）別表の規定の適用に当たっては、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | |
|-------------------------|--|------------------|---------|--------|
| 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 18,300円 | 8,900円 |
| | そうざい製造業 | 別表第2の2保健衛生の部30の項 | 25,200円 | 8,900円 |
| | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 別表第2の2保健衛生の部7の項 | 7,200円 | 5,100円 |
| 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 | 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 5,600円 | 2,700円 |
| 喫茶店営業 | 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 18,300円 | 5,700円 |

| | | | | |
|-----------------------------|--|------------------|---------|---------|
| | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 別表第2の2保健衛生の部7の項 | 7,200円 | 5,100円 |
| 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） | 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 18,300円 | 8,400円 |
| | 菓子製造業 | 別表第2の2保健衛生の部16の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。） | 移動飲食店営業又は臨時飲食店営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 5,600円 | 2,700円 |
| あん類製造業 | 菓子製造業 | 別表第2の2保健衛生の部16の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| アイスクリーム類製造業 | 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 18,300円 | 8,400円 |
| | アイスクリーム類製造業 | 別表第2の2保健衛生の部17の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 乳処理業 | 乳処理業 | 別表第2の2保健衛生の部12の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 特別牛乳搾取処理業 | 特別牛乳搾取処理業 | 別表第2の2保健衛生の部13の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 乳製品製造業 | 乳製品製造業 | 別表第2の2保健 | 25,200円 | 12,600円 |

| | | | | |
|------------|-------------------------|------------------|---------|---------|
| | | 衛生の部 18の項 | | |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 集乳業 | 集乳業 | 別表第2の2保健衛生の部11の項 | 11,500円 | 5,700円 |
| 食肉処理業 | 食肉処理業 | 別表第2の2保健衛生の部14の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 食肉販売業 | 食肉販売業 | 別表第2の2保健衛生の部8の項 | 11,500円 | 5,700円 |
| 食肉製品製造業 | 食肉製品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部20の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 魚介類販売業 | 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 | 別表第2の2保健衛生の部6の項 | 18,300円 | 5,700円 |
| | 魚介類販売業 | 別表第2の2保健衛生の部9の項 | 11,500円 | 5,700円 |
| 魚介類競り売り営業 | 魚介類競り売り営業 | 別表第2の2保健衛生の部10の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 魚肉練り製品製造業 | 水産製品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部21の項 | 19,200円 | 9,600円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 食品の冷凍又は冷蔵業 | 冷凍食品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部32の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2 | 16,800円 | 8,400円 |

| | | | | |
|-----------------------------------|-----------------|------------------------------|---------|---------|
| | 業 | の2保健 衛生の部 36の項 | | |
| 食品の放射 線照射業 | 食品の放射線 照射業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 15の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 清涼飲料水 製造業 | 清涼飲料水製 造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 19の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 乳酸菌飲料 製造業 | 乳処理業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 12の項 | 25,200円 | 8,400円 |
| | 乳製品製造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 18の項 | 25,200円 | 8,400円 |
| | 清涼飲料水製 造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 19の項 | 25,200円 | 8,400円 |
| 氷雪製造業 | 氷雪製造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 22の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| 食用油脂製 造業 | 食用油脂製造 業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 24の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| | 食品の小分け 業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| マーガリン 又はショ ートニン グ製 造業 | 食用油脂製造 業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 24の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| | 食品の小分け 業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| みそ製造業 | みそ又はしょ うゆ製造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 25の項 | 19,200円 | 9,600円 |
| | 食品の小分け 業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 36の項 | 16,800円 | 8,400円 |

| | | | | |
|-------------|-------------|------------------|---------|---------|
| しょうゆ製造業 | みそ又はしょうゆ製造業 | 別表第2の2保健衛生の部25の項 | 19,200円 | 9,600円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| ソース類製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部35の項 | 19,200円 | 9,600円 |
| 酒類製造業 | 酒類製造業 | 別表第2の2保健衛生の部26の項 | 19,200円 | 9,600円 |
| 豆腐製造業 | 豆腐製造業 | 別表第2の2保健衛生の部27の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 納豆製造業 | 納豆製造業 | 別表第2の2保健衛生の部28の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 麺類製造業 | 麺類製造業 | 別表第2の2保健衛生の部29の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| そうざい製造業 | そうざい製造業 | 別表第2の2保健衛生の部30の項 | 25,200円 | 12,600円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 8,400円 |
| 缶詰又は瓶詰食品製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部 | 19,200円 | 9,600円 |

| | | | | |
|--------|--------|------------------|---------|---------|
| | | 35の項 | | |
| 添加物製造業 | 添加物製造業 | 別表第2の2保健衛生の部37の項 | 25,200円 | 12,600円 |

3 この条例の施行の際、現に東京都食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和2年東京都条例第71号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例の適用に当たっては、同表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | |
|------------|-----------|------------------|---------|--------|
| つけ物製造業 | 漬物製造業 | 別表第2の2保健衛生の部34の項 | 13,200円 | 7,800円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 7,800円 |
| そう菜半製品等製造業 | そうざい製造業 | 別表第2の2保健衛生の部30の項 | 25,200円 | 7,800円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 7,800円 |
| 調味料等製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部35の項 | 19,200円 | 7,800円 |
| 魚介類加工業 | 水産製品製造業 | 別表第2の2保健衛生の部21の項 | 19,200円 | 7,800円 |
| | 食品の小分け業 | 別表第2の2保健衛生の部36の項 | 16,800円 | 7,800円 |

| | | | | |
|-------|-------|------------------------------|---------|--------|
| 液卵製造業 | 液卵製造業 | 別表第2 の2保健 衛生の部 23の項 | 13,200円 | 7,800円 |
|-------|-------|------------------------------|---------|--------|